

令和5年度下期 議会と語ろう会（議会報告会）における 意見および提言等に対する回答

○防災について

- ①今回の大津波警報では、どこへ避難していいのかわからなかった。
- ②避難防災訓練が今回の地震で生かされていない。備蓄品も届かず困った。防災訓練の内容が、実際の災害の状況と合っていないのではないか。訓練がイベントにならないようにしてほしい。
- ③避難所の鍵を誰が管理しているのかわからなかった。
- ④情報が入らない、情報に辿り着けない。
- ⑤災害専任の危機管理対策室を設けたらどうか。

回答：総務課

- ①大津波警報が発令された場合、本町では住居区域に津波災害警戒区域の指定はないため過度に恐れる必要はありませんが、気象庁の発表する警報の内容や対象地区を十分に確認の上、自身の生命の安全を最優先に迅速な避難行動をとっていただきますようお願いいたします。なお、日頃からの備えとして、周囲の地形や標高を確認の上、本警報発令時の避難場所を事前に確認いただきますよう重ねてお願いいたします。
- ②町の防災総合訓練では、避難誘導訓練や緊急物資輸送・受入訓練をはじめ各種訓練を実施しておりますが、今回のご意見を踏まえ本訓練が実情に沿った実践的な訓練となるよう訓練の見直しを図ってまいります。
- ③避難所開設につきまして、避難所の鍵は施設管理者が管理しておりますので、発災状況によっては施設管理者の到着の遅れによる避難所開設への影響が懸念されます。今後は、施設管理者や関係者と避難所の鍵の管理の在り方について検討いたします。
- ④令和6年度は防災情報発信の一元化のため、新たなシステムの導入を予定しております。今後は、当該システムを活用し、より迅速に防災情報を発信するとともに、必要とする防災情報に辿り着きやすい町ホームページの情報掲載に努めてまいります。
- ⑤令和3年1月の機構改革で、総務課内に危機管理対策室を設置し、総務課長が危機管理対策室長を兼務することで、発災時の効率的な情報管理を行うとともに町長の迅速な意思決定を支援するなど、総合的な危機管理業務を担っております。また、令和6年4月からは、災害時における知識と経験のある警察OBを任用し、町民の皆様のさらなる安全安心の確保に向けて、防災・減災機能の強化に取り組んでまいります。

○定住促進について

- ①企業誘致と住宅をセットで。工場の誘致、飲食店の誘致をもっとしてほしい。
- ②転入時の助成金の周知方法等、若い人をもっと迎え入れるための工夫が必要である。
- ③中山間地の過疎化対策をしてほしい。

回答：産業振興課

- ①企業誘致につきましては、津幡町商工業の振興促進に関する条例に基づく助成金や津幡町産業創出支援補助金などにより、町内での商工業の誘致、創業者支援などの支援策を講じております。
- しかしながら、現状として日本の人口は下降の一途をたどっており、自ずと商圈における人口も減ることにより、飲食店の誘致は今後さらに厳しい現状となっております。
- 県内市町の取り組みなども参考にしながら、津幡町商工会とも連携し、更なる企業の誘致に努め、定住促進とともに各種媒体でその周知に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

回答：企画課

- ②定住促進施策の周知については、広報紙やホームページのほか、ZOOMを活用したオンライン移住相談や、移住ガイドブック「樂ちかつばた」の発刊、住宅情報誌などへの広告掲示、毎週水曜日のSNS投稿など、近年は特に注力してきました。
- 今年度はこれらに加え、LINEを活用したターゲティング広告の実施や、移住者4世帯によるインタビュー動画を制作し、Youtubeで公開するなど拡充を図っています。
- 今後もデジタル技術の活用などにより、ターゲットとなる方たちに効果的に情報が届けられるよう努めてまいります。
- ③中山間地の過疎化対策としては、中山間地で住宅を新築又は購入した方に対し、農村定住奨励金の交付や三世代での同居又は準同居を促進するための三世代ファミリー同居等促進事業補助金などを実施しているほか、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」に基づく計画的な公共的施設の整備により、中山間地などの条件不利地域と、その他の地域との生活文化水準の格差是正に努めています。

○その他

- ①町のホームページ、LINE、メールで情報発信しても辿り着けない方がいる。
- ②各種申請手続き等のデジタル化促進について、現在、町のホームページから様々な申請方法等を検索できるが、申請書がPDFになっているものが見られるなど利用者の視点が欠けているのではないか。

回答：企画課

- ①行政からの情報は、毎月発刊している「広報つばた」や回覧板などで全戸にお知らせしていますが、即時性の向上や、住民接点の強化のため、ホームページや SNS、メールなど様々な手段を活用し、発信しています。
ホームページにつきましては、令和6年度の更新にあわせ、AI（人工知能）技術を活用した、チャットボットを実装する予定であり、AI と自然に対話することで、欲しい情報に辿り着くことが容易になります。
限られたリソースの中で「誰一人取り残さない」広報を実現するためには、紙とデジタルの併用や段階的な切り替えを進めていくとともに、ICT を利用する能力格差の解消を検討していくことも重要と考えています。
- ②各申請書につきましては要綱で様式が規定されており、任意に改変することができないものであるため、基本的には利用端末や保有するソフトウェアの環境の差異を問わず、同じ内容、レイアウトで閲覧させることができる PDF をホームページ上で示しています。
しかし、課によっては Word や Excel の様式を掲載している場合もあり、今後は対応を統一し、両方の形式を載せることで申請者の利便性向上を図ります。
また併せて津幡町電子申請システムを拡充することにより、書く手間・来庁の手間を省き、さらなる利便性向上を図ってまいります。